

新宿区教育委員会会議録

平成23年第1回定例会

平成23年1月7日

新宿区教育委員会

平成23年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年1月7日(金)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 2時42分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	向 隆 志
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一	文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	教 育 政 策 課 査 査	

## 議事日程

### 議案

日程第1 議案第 1号 新宿区指定文化財の指定について

### 報告

- 1 平成22年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 特別支援学校等において使用する文部科学省著作教科書の発行者決定について（教育指導課長）
- 3 都バス路線（高71系統）の運行区間の変更について（教育施設課長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○羽原委員長 あけましておめでとうございます。

また、引き続き新宿区の教育環境をよくするために一緒に頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまから平成23年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数は満たされております。

本日の会議録の署名者は、白井委員をお願いいたします。

本日は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

---

◎ 議案第1号 新宿区指定文化財の指定について

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第1号 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、「第1号議案 新宿区指定文化財の指定について」を説明いたします。

これは、新宿区文化財保護審議会から答申のあった空印の石手水鉢を、新宿区文化財保護条例第7条に基づき指定文化財として指定するためです。この内容につきましては、平成22年6月26日に教育委員会諮問第20号で諮問しておりましたが、平成22年12月18日、文化財保護審議会答申第55号として、指定有形文化財の指定の答申を受けたものでございます。名称、所有者、所在地は記載のとおりです。

以下、物件の説明、指定理由などにつきましては、担当の文化観光国際課長から御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○文化観光国際課長 文化観光国際課長です。

それでは、空印の石手水鉢の物件について御説明いたします。

この説明に入る前に、石手水鉢、どのような形のものかということで写真が出ておりますので、まず、こちらをご覧ください。幅について約2メートル30、それから高さが90センチ、

奥行きが約70センチということで、非常に大ぶりなものでございます。側面のところに「奉獻、石手水鉢、空印寺殿尊前」、それから「延寶貳」云々ということで、これは後ほどまた御説明しますけれども、これを掘った石屋さんのお名前がこちらに書かれているというようなものでございます。

1枚お戻りください。（5）物件の説明のところでございます。

この手水鉢は、延宝2年、1674年3月12日、若狭国小浜藩酒井家下屋敷内の同家菩提寺・長安寺に営まれておりました初代藩主忠勝の墓前に奉納されたものです。長安寺は、承応3年、1654年の創建でございます。正面に刻まれた銘文から奉納者は石屋久兵衛喜廣で、幕府の作事奉行支配下の石方棟梁ということで御用達職人、のち御目見ということで將軍まで御目見できたという、そうした石屋さんを務めた亀岡久兵衛という者であると推定されるものです。

こちらの空印とは、3代將軍家光、4代將軍家綱に仕えた忠勝の法名でございます。忠勝のしゃべった言葉、言行録である「仰景録」には、この手水鉢にまつわる逸話が記されております。亀岡久兵衛の息子は放蕩者であったが、忠勝の助言で改心し、久兵衛は感謝の意から忠勝の13回忌にこの手水鉢を奉納したと、こうしたものが文書として残っているということがございます。

それから、材質については安山岩、寸法は先ほど申し上げたとおり、かなり大ぶりなものでございます。奉納者ですとか、制作時期、寸法を考えますと、江戸城の石垣普請のために切り出された石材を転用したものと考えられます。また、水抜き用と考えられるもののほか、若干の人工的な穴が施されている状況はありますけれども、保存状態についてはおおむね良好なものである物件です。

指定有形文化財としての指定理由です。

この手水鉢が設置された長安寺を含む酒井家下屋敷は、現在の新宿区矢来町一帯に造営されたもので、忠勝が將軍家光から拝領したものでございます。この屋敷には、江戸時代を通して頻繁に將軍が御成ということで、將軍がいらっしゃったというところがあるところがございます。周囲の土塁に一部竹矢来を立て回したことから、これが現在の町名の起源になっていること、そういう意味では、酒井家の下屋敷というのは地域の歴史にゆかりが非常に深いものでございます。

忠勝の供養のために制作されたこの手水鉢は、明治初年の長安寺廃絶後も酒井家の墓所とともに残されましたけれども、大正13年に護国寺の境内に移され、さらに昭和35年に個人の

所蔵になるなど幾多の変遷の過程をたどっておりますけれども、平成20年に新宿区に寄贈され、現在は新宿歴史博物館に保管されているものでございます。

区内では希少な江戸時代前期の手水鉢であり、大きさも区内最大のものである。また、関係資料から造立の事情、忠勝と奉納者とのかかわり、地域との関連など、この手水鉢に関する来歴も確認ができて、かつ、地域の歴史・文化史上、貴重な資料である、こうした判断をいただきまして、今回、指定有形文化財の歴史資料として指定の御判断をいただきたいというものでございます。

また、本日、教育委員会として決定をいただければ、その後の取り扱いですけれども、文化財保護条例の7条2項により告示を行って、関係機関に通知を行っていきたいというふうに考えております。また、告示後、本文化財の所有者、この場合、新宿区長となりますけれども、新宿区長に指定書を交付して、説明板を設置するという流れをとっていきたいと考えております。

以上で補足説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○羽原委員長 説明は終わりました。

議案第1号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 これは現在、新宿区立新宿歴史博物館に所蔵されているということですが、地域との関連ということに関しますと、新宿区矢来町一带ということ、その所蔵されている場所と関連する地域が少々離れてございますけれども、そこを結びつけるような、例えば説明板というのは恐らく新宿歴史博物館に設置されると思いますけれども、その地域との関連についても、どのようにこれからつくっていくのかという部分について、何かお考えがあるのでしょうか。

○文化観光国際課長 今年も、実は歴史博物館で酒井家の特別展なども行っております。展覧会の中でも地域の矢来町とこの手水鉢からのつながりがあったというようなことも発信はしてきておりますし、今後もそういういろいろなやり方、工夫しながら地域に非常に縁とかゆかりがあるものですよということはしっかりと発信をしていきたいと考えます。

○羽原委員長 ほかにございますか。

ちょっと関連して、昨年酒井家の展覧会、非常に僕はあのかわいで走り回っていたから印象に残って、いい展覧会だと思います。

ただし、少し専門的すぎて、説明などが、プロにはわかるのでしょうかけれども、一般のアマチュアの人が見に行くと、地域の人が見に行くと、あの説明、言葉遣い、歴史的な言葉で

もあるけれども、もう少し一般化した説明を加えとか、一般の人がわかる工夫をしないと、学芸員の趣味的範疇におぼれていて、僕は区の施設の展覧会としてはいかがかなと思って帰ってきました。ついでで余計なことですけども、ちょっと頭に入れていただければと思います。

○文化観光国際課長 今、委員長からいただきましたのは大切な視点だと思っておりますので、博物館で年に4回ほど特別展もやっておりますので、毎回の展覧会の中にそうした視点、生かせるようにしっかりと今日の教育委員会での御意見を伝えてまいりたいと考えております。

○羽原委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第1号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告1 平成22年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
  - ◆ 報告2 特別支援学校等において使用する文部科学省著作教科書の発行者決定について
  - ◆ 報告3 都バス路線（高71系統）の運行区間の変更について
  - ◆ 報告4 その他

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 次長です。

それでは、報告1の資料をご覧いただきたいと思います。平成22年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨ということでございます。

この第4回定例会におきましては、9人の方からの御質問をいただいたということで、非常に多岐にわたるものがございました。かいつまんで御説明をいたします。

まず、お1人目ですが、日本共産党のあざみ議員からの質問でございますが、子ども園の

部分についてでございます。（４）分園方式の子ども園について、どのように評価をしているかということでございます。これは、これまで幼保一体型の子ども園でしたが、初めて分園方式ということで、園舎が２つに分かれることに対する評価でございます。特に、兄弟が分かれてしまったときに、上の子と下の子を別々の園に預けなければいけないということに関しての不安のお声などもあったことを受けまして、こういう質問が出てきたと思いますが、これに対してさまざまな課題はあると思うが、子どものために何ができるかという視点で、前向きに取り組んでいくというのが区長の答弁でございました。また、教育委員会からは、保育・教育環境の充実や定員の拡充が可能な場合に整備をします。地域の保育需要や既存施設の状況等を緩和し、今後も多様なスタイルの子ども園を整備していくというようにお答えしています。

次に、少人数学級等についてということで、文科省が35人学級の計画を発表いたしまして、その後、財務省との大臣折衝の中で、平成23年度については、1年生だけ35人学級の対応をするというようなことが報道されたということを受けてということでもありますけれども、教室数を増やせない学校にはチームティーチング等で済ませるのではなくて、全中学校35人あるいは30人学級にすべきではないかというお話でございます。新宿区内の学校につきましては、いずれも大きな施設ということではございませんので、場合によっては教室が足りなくなってしまうケースがあり得る。これは学校差、地域差が大分あるわけですが、どの学校においても弾力的運用ということで、35人以上の学級を維持すべきではないのではないかとというような御質問でございました。これにつきましては、弾力的運用というのは、40人学級ですと1クラスですが、41人学級になった途端に2つに分けて20人と21人になる。ところが、35人学級にしてしまいますと、今度17人の学級ができるということになります。それでは小さすぎるということであれば、市区町村の判断によって、場合によっては弾力的運用ということで、1クラスのまま教員を2名配置する、そういうことも可能だというような考え方を示しております。新宿区としては、国や都の動向も踏まえて教室の確保に努めるとともに、少人数学級の実現に取り組むとともに少人数指導のよさを生かしながら、総合的に対応していくというお答えをしているところでございます。

それから、次に特に来年度、普通教室の確保はできるのかという質問です。その部分については、来年については普通教室の確保ができると想定しているとお答えしています。

それから、牛込地区の学校適正配置は白紙に戻すべきではないかという御質問でございました。これにつきましては、統合等検討協議会の中でいろいろ建設的な議論は進んでいると



ということがありますので、白紙に戻すのではなくて、統合等検討協議会の中で十分に協議をしていきます。また、牛込B地区においても引き続き取り組んでいくとお答えをさせていただきます。

(8) のところでは、区長が区長選挙のマニフェストの中で、学校図書館スタッフを充実するとうたっています。このことについて、どのような具体的なものが考えられているのかという御質問に対してでございますけれども、当面、学校図書館スタッフによる効果的な学校図書館の運営方法、モデル校の指定をするなどをして検証した上で、平成24年度の第2次実行計画の策定の中で生かしていきたいというお答えをさせていただきます。

それから、(9) では日本語学級を中学校にも早急に設置すべきと考えるが、どうかと。現在は小学校だけですので、これを中学校にも置くべきではないかという御質問でございました。これにつきましては、今、日本語学級を進めるに当たっては、各学級との連携が十分に校内の中で体制を整備していかなければいけないわけですが、それにつきまして学校や都と、今後、検討・協議をして考えていきたいとお答えをしています。

それから飛びまして、7ページです。新宿区議会無所属クラブ、えのき議員からの質問でございました。学校教育分野における民間活力の導入についてということです。今後、教育分野での民間活用についての考えはどうかということです。これにつきましては、教育委員会では限定せずに活用するというよりは法的なことからも難しいというふうに考えております。また一方では、全く利用できないということではなくて、利用できる部分についてはやはり利用していきたいという考えに基づきまして、このようにお答えしております。既に教育委員会が主催している教育研修会の講師や土曜日の理科実験教室などの一部では、民間企業を活用している。今後も、可能な範囲で導入を検討していくとお答えしています。

次に、図書館の運営についてということでございます。web図書館の導入について、どのように考えるかということでございます。千代田図書館でweb図書館サービスを開始したというものを受けての御質問でございまして、同様なサービスの導入ができるかどうかということでございます。これは、千代田区でも非常に限定的なものにとらえておりますけれども、この具体的な展開につきましては、著作権法絡みでいろいろ課題が出ております。国では、総務省、文科省、それから経済産業省が設置したデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会というところで、今後、十分な出版社、書店等との間で合意を図りながら検討を進めていくことが必要というようなこともっておりますので、

新宿区としてもそのような検討の結論を見ながら考えていくべきであろうと、将来的な課題に対してお答えをさせていただきます。

それから、図書館の運営についての（２）のところ、利用者の利便性を高めるといった観点から図書館資料の宅配、また郵送複写サービス、図書館内における喫茶スペースの設置、コンビニエンスストアの併設など、新しい図書館利用者を獲得するための、民間事業者による付加サービスについて研究すべきということでございます。これも一律に是非を言うのはなかなか難しいのですが、図書館法において、有料化ということについての法的制約というものもございますので、区民・利用者ニーズの観点から何が可能で、何が不可能なのかということ、今後仕分けをしていく必要があるだろう、研究していくというようにお答えをしているものでございます。

社会新宿区議会議員団のかわの議員からの御質問でございます。日本語を母語としない子どもたちへの支援についてという中で、（４）区立小・中学校の在籍児童生徒で不登校の児童生徒数は何人いて、その変化はどうなっているのか。また、不登校に占める外国人の実態と対策はというような御質問でございました。これにつきましては、新宿区の不登校児童・生徒数が小学校で36名、中学校で115名ということです。ただ、このうちのお子さんが外国人なのかどうかということが、直ちにこの氏名だけでは、なかなか把握をしがたいところがございます。姓名から判断したところから、恐らく小学校で2名、中学校で2名程度ではないかという見通しをお答えしています。ただ、この不登校の原因が、外国籍かどうかということが直接的につながるかどうかというのは、これはまたなかなか難しい問題でございます。不登校の原因は複合的なものであり、日本語の習得や文化の理解不足に起因するとは、一概に言えないのが現状である。外国人か否かにかかわらず、不登校の解消のためいろいろな努力をしていくというようにお答えをさせていただきます。

5番目に、これらの子どもたちへの対策は学校だけではできない。トータルケアとして教育委員会と区長部局が協力して考え、速やかに対応する必要があるが、いかがかということでございます。これにつきましては、また、日本の文化を理解させ、触れさせながら、日本での生活を支えていくことが大切である。そのためには、幅広い取り組みが必要であり、区長部局や関係諸機関、地域と連携し、進めていくというようにお答えをさせていただきます。

次に今回、中央図書館についての御質問、宮坂議員からも出ておりますけれども、やはり何件か出てございます。新図書館について、基本計画は発表したわけですが、なかなかわかりづらい部分があるというような御指摘がありまして、わかりやすくアピールする方法を考

えるべきではないかという御質問でした。これに対して、今後の新図書館のほうに何を付加していくのかと、そういう部分を中心に、具体的なサービスを検討する中で、区民にわかりやすくお伝えをしていきたいというようにお答えをしております。

次に、1学校図書館についての御質問でございます。(2)子どもたちの学習や読書習慣づくりに、学校図書館の機能を十分に発揮させるためには、どのようなことが課題になっているのかという御質問に対して、学校図書館の担当教員が専任でないため、限られた時間の中で学校図書館の運営を行わなければならない現状があると。また、司書教諭の免許を持っている教員は、小規模校の場合にはなかなか確保が難しいので、担当教員を育成していくことが課題ではないかというようにお答えをしています。

次に、野もと議員の御質問でございます。人にやさしい多文化共生のまちづくりについてということで、その中で(1)さまざまな習慣や考え方が異なる文化の中での外国人生徒に対する進路指導についてということです。進路指導ということになりますと、その前提となる日本語の理解が不十分な中で進めていくことが難しいわけですが、15ページの上に書いていますが、外国人生徒への進路指導については、入試の仕組み、成績のつけ方など、十分に理解していないことが多いため、まず、初期日本語サポート指導の中で、日本語指導だけでなく、高校進学に関するガイダンスを行えるようにしているということで、必要に応じ、通訳が同席するなどの対応をしていますというようにお答えをしております。

(2)のところでは、今後、外国人が多くなることにかんがみ、日本語サポート指導を一層充実させる必要があると考えるが、いかにかということに関しましては、放課後の日本語学習支援を実施、日本語指導のみならず、教科の補充学習にも取り組んでいる。今後、現在の日本語学習支援をより効果的に各教科の指導に結びつけるための方策を日本語学級の設置も含め、検討していくというようにお答えをしています。

最後に、新宿区議会花マルクラブのなす議員からの御質問でございました。自治基本条例制定との絡めでの、学校適正配置についての質問が主なものでございます。まず、牛込地区学校統廃合と自治基本条例制定後の教育政策についてということで、(1)統合ありきでないという説明をしてきているが、具体的にはどういうことなのかという御質問でございました。これまでは、両校のPTAの基本的な統合に対する合意を受けて統合協議会を設置してきたわけですが、今回は違うということで、統合等検討協議会の中で統合の是非そのもの、必要性についても議題とするということが、その統合ありきではないという意味であるというようにお答えをしております。

(2) 教育委員会に不利なことを隠して話し合いを続けることは、かえって統合しないしてほしいという願いが強くなると考えるというような御質問でございました。これにつきましては、教育委員会では既に学級定数の見直しに関する文部科学省の資料、あるいは学域内の住民基本台帳上の年齢別人数など、教育環境の変化に関する基礎的な情報を含めて、議論に必要な情報は積極的にこれまでも提供してまいりました。今後も必要な情報は提供して、統合等検討協議会の中で十分協議していきたいというふうにお答えをしております。

(3) では、統合の必要性の有無は、話し合っても正しい結論は出ないのではないかとということで、これまでも、なす議員につきましては、統合は教育委員会の責任で決断すべきではないかというような御意見をいただいているわけでございます。これに対しては、子どもたちの教育環境を一番に考え、必要な情報を共有しながら統合等検討協議会で丁寧話し合うことにより、よりよい結論が出るものと考えているというふうにお答えをしております。

それから(5)では、区長がマニフェストで示した少人数学級に関する姿勢を受けて、統廃合問題を白紙に戻すべきではないのかという御質問でございます。私どもは、少人数学級と適正配置の必要性とは、若干趣旨が違う、問題の質が違うというように思っております。これにつきましては、この協議会も先ほどのお答えに共通するところがありますけれども、既に4回開催しており、回を重ねるごとに実りある議論となってきたと。こうした点を踏まえ白紙に戻すのではなく、統合等検討協議会の中で十分協議し、統合の必要性の有無について合意の形成を図っていくというふうにお答えをしております。

次に教育委員会としては、学校を選択する基準は何を基準にして選択してほしいのかという質問です。これは、選択制度が学校の小規模化を進め、それが統廃合につながっているのではないかとというような御意見も今までいただいているわけですが、それを踏まえての御質問と考えます。これに対しましては、通学の距離や通学上の安全確保、教育活動の内容・特色、部活動の状況など、それぞれの御家庭のさまざまな考えに基づく、御家庭の学校選択を尊重しているものです。教育委員会が一律の基準を考えているものではありませんというふうにお答えをしております。

それから(9)では、学校が統廃合によってなくなるかどうか学校を選ぶ大きな要素となっているのではないかとということでございます。これにつきましては、確かにそういう側面はございますので、それについては保護者が統廃合による影響を学校選択の理由にすることはあると考えるというふうにお答えをしております。

その(9)を受けてでございます。学校の努力と関係ないことで学校が選択されているな

ら、学校選択制は無意味ではないのかという御質問でございます。これに対しまして、小規模校における学校選択の課題などを除けば、多くの保護者に指示されている制度であり、各校における特色ある教育活動の展開や、開かれた学校づくりに寄与しているものであると考えるというようにお答えをいたしました。

(13) です。統廃合は統合等検討協議会ではなく、自治基本条例に基づく地域自治組織の結成を待ち、その結論にゆだねるべきではないのかという御質問でございます。これは、先日成立いたしました自治基本条例の中に、別に定める条例の中で地域自治組織の結成をするというようなことが書かれてございます。それを踏まえてのことでございます。学校の統廃合についても、その地域自治組織に任せたらどうかというように御質問でございます。これにつきましては、その地域自治組織が設置された際には、学校適正配置との関係について検討する必要があるものと考えていることとございまして、実際に設置された際にそれを判断をしてみたいというように考えているものでございます。

それから、14番目のところでは、統合等検討協議会に保育園や幼稚園保護者を加えることに努力しているのかという御質問です。これはPTA組織等の意向等もありまして、現在メンバーに入っていないのですが、設置要綱の中にはメンバーとして入れています。そういうことで、現時点では選出できていないが、今後も引き続き努力をしてみたいとお答えをいたしましたところでございます。

以上でございます。

**○教育指導課長** 教育指導課長でございます。

報告の2です。特別支援学校等において使用する文部科学省著作教科書の発行者決定について御報告申し上げます。

昨年の夏に、平成23年度に使用する教科書採択をしていただきましたけれども、その中で特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書、いわゆる星本というものでございますけれども、これにつきまして、小学部用算数の発行者が未定という状態で採択をしていただいたところでございます。このたび、12月10日付で文部科学省より、発行者は教育出版に決まったという旨の事務連絡がまいりましたので御報告を申し上げます。

以上でございます。

**○教育施設課長** 教育施設課長です。

私からは報告3、都バス路線（高71系統）の運行区間の変更について御報告いたします。

これは、現在、西戸山中の仮校舎のために都バスの路線を延長運行しておりましたが、4月1日に新宿西戸山中が開校することに伴い、延長の必要がなくなり、もとへ戻る、縮小されるということでございます。昨年12月に東京都交通局から運行区間変更、これは復帰ということですが、その申し出がございました。

1の変更内容です。小滝橋車庫から高田馬場駅前の間の短縮。これは短縮と書いてありますが、廃止ということになります。それによりまして、現行、小滝橋車庫から九段下のものが、新規では高田馬場駅前から九段下ということになります。

変更理由としましては、平成23年4月1日の新宿西戸山中学校の開校による、新宿区教育委員会と東京都交通局との協定期日の満了に伴い、従前の運行区間とするものでございます。

変更時期は、平成23年3月31日を予定しております。

1枚おめくりいただきます。

ここに協定書がございます。この協定書に基づきまして、3年間実施してきました。それで、3年満了とともに従前のおりに戻るということでございます。すべて協定書のおりに実施するというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、地図がございます。1に、まず運行概要ということで、延長していたのは登校時の3便と下校時の5便、合わせて8便を延長していたということでございます。

2の運行系統略図でございますが、この青の線のところのいわゆる破線、点線のところは今回なくなるというところでございます。

それから、大変申しわけないのですが、現在の西戸山中学校の位置が明記してございませんでした。申しわけございません。これは、この地図の高71の少し右上のところ本当に小さな字で「文」と書いてあるのですが、そのところが現在の西戸山中学校の位置でございます。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

特にございませんか。

○白井委員 5ページに、こころの健康政策について質問があつて、教育長からも答えていますけれども、今、大人も含めてすごく日本全体がうつ傾向というか、やはり心の問題を抱えていて、その中で育てられている子どもたちにも、そのうつの傾向というのが増加している

というのが新聞等でも発表されているのですが、教育長も答えている中に、学級活動など、学校の中でその辺を対応しているという回答があるものですから、それは具体的にどのような内容か、教えていただけたらと思います。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。

この点につきましては、ここでは具体的な例は挙げてはおりませんが、日常的な、毎週道徳の時間がございます。そしてまた、学級の時間がございますので、その中でさまざまな学級活動を通じた仲間とのかかわりを行っていく、まさに健全な仲間とのかかわりをどう持つことができるかという、その訓練ではないかと思っているところで、それにつきましては、学校教育の中では、大変今、重要視している部分でございます。そのような、まず1つとしては保健の授業の中でも、もちろん位置づいてはいるのですけれども、それだけではなく日々の生活の中での心の健康づくりというものを重視しているんだというような趣旨での教育長の答弁をさせていただいたということです。

○白井委員 ころの健康政策については、前から教育委員会もスクールカウンセラーの増員等をこの間やってきているということで、政策的には取り組んでいると思うのですけれども、やはり楽しく学校生活を送れるような形で、学校側のほうも教師と、それからスクールカウンセラーと連携をとって対応していただけたらと思います。

○教育指導課長 御指摘のとおりだと思います。

まずは、何かがあったときの対応、これは今、白井委員から御指摘があったとおりでありまして、未然の防止も含めてですけれども、専門家も含めながら、そしてまた、教員のカウンセリングマインド、それを最大限に高めて、子どもに対する対応をしなければいけないと思います。と同時に、何かがあったというよりももっと前向きな、学校生活は楽しい、あるいはまさに日々の生活の中での友達とのかかわりの楽しさみたいなものを、もちろんこれは授業もそうですし、授業以外の活動もそうですけれども、すべての場面において学校の中で具現化していくことが重要であるというように認識をしております。

教員に対しましても、日々、いわゆる生活指導というと、どちらかというとかた苦しい指導に思われてしまうかもしれませんが、健全育成という観点での生活指導を今後も進めて、専門家の力も入れながら高めていきたいと考えているところでございます。

○羽原委員長 ほかに御質問がなければ、次に報告2について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御質問がなければ、次に報告3について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

良いですか。ではこれはわかりました。

では次に、本日の日程で報告4、その他となっていますが、事務局から報告事項がありましたらどうぞ。

○教育政策課長 特にございませぬ。

○羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

◎ 閉 会

○羽村委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。ありがとうございました。

---

午後 2時42分閉会